

協定等

災害時における水俣市内郵便局、水俣市間の相互協力に関する覚書

水俣市内郵便局（別紙に掲げる郵便局、以下「甲」という。）及び水俣市（以下「乙」という。）は、水俣市内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、水俣市内郵便局及び水俣市が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、水俣市内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）甲及び乙が所有し、又は使用管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての相互使用
- （2）甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- （3）災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵便事業に関わる災害特別事務取扱及び救護対策並びに避難場所への臨時郵便差出箱の設置
- （4）その他前各号に掲げるもののほか協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき、疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への助言）

第5条 甲は水俣市災害対策本部に対して必要に応じて助言することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 甲は、水俣市若しくは水俣市内の各地域が行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては水俣郵便局総務課長、乙においては、水俣市総務課長とする。

（協議）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成10年7月3日

甲 水俣市内郵便局
代表者 水俣郵便局長 坂本 精至

乙 水俣市長 吉井 正澄

熊本縣市町村災害時相互応援に関する協定

熊本県市長会（以下「甲」という。）と熊本県町村会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害時における甲、乙に所属する市町村相互間の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙に所屬する市町村（以下「協定市町村」という。）は、その区域において地震等の災害に被災した市町村（以下「被災市町村」という。）が単独では十分な応急の復旧対策ができない場合に、友愛精神に基づき相互に応援を行うものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- （4）救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に被災市町村から要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 被災市町村が応援の要請をするときは、次の事項を明らかにし、第7条に規定する連絡担当部局を通して、電話、電信等により応援を要請するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- （3）前条第4条に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人員及び業務内容
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 応援を要請した被災市町村は、後日、必要事項を記載した文言を速やかに要請先市町村（以下「応援市町村」という。）に対し送付しなければならない。

（応援の実施）

第4条 応援市町村は、前条の要請に応じて応援要請に努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、通信の途絶等により被災市町村との連絡がとれない場合には、被災市町村以外の協定市町村相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

3 自主応援した市町村は、応援内容等を被災市町村に連絡するものとする。

4 自主応援した市町村は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災市町村に提供するものとする。

（応援活動の指揮）

第5条 被災市町村における各種応援活動の実施については、被災市町村の長が指揮するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、別途定める協定実施細目により負担するものとする。

（連絡担当部局）

第7条 協定市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第8条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年7月23日

甲 熊本県市長会
会長 幸山 政史

乙 熊本県町村会
会長 富永 清次

熊本県都市災害時相互応援に関する協定

熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、天草市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市及び合志市（以下「協定市」という。）は、協定市のいずれかがその市域において災害による被害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害による被害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害若しくは同法第172条第1項に規定する緊急対処事態に係る被害をいう。）を受け、当該被害を受けた協定市（以下「被災市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、他の協定市が友愛的精神に基づき行う応援（以下「応援」という。）に関する事項を定め、もって被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するための協定を次のとおり締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- （4）救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に被災市から要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により応援を要請するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人員及び業務内容
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 応援を要請した被災市は、後日、必要事項を記載した文章を速やかに応援を要請し協定市に送付しなければならない。

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、極力これに応じて応援活動に努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援活動の指揮）

第4条 被災市における各種応援活動の実施については、被災市の市長が指揮するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として別途定める協定実施細目により負担するものとする。

（連絡担当部局）

第6条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

（権限の委任）

第8条 この協定のそれぞれの市は、熊本県市長会が熊本県町村会と締結する災害時相互応援に関する協定について、その権限を熊本県市長会会長に委任するものとする。

（効力発生の日）

第9条 この協定は、平成20年4月23日からその効力を生ずる。

（協定の廃止）

第10条 熊本県11市災害時相互応援に関する協定（平成14年9月30日締結）は、前項の日をもって廃止する。

（協議）

第11条 この協定, の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書14通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年4月23日

熊本市 代表者	熊本市長	幸山政史
八代市 代表者	八代市長	坂田孝志
人吉市 代表者	人吉市長	田中信孝
荒尾市 代表者	荒尾市長	前畑淳治
水俣市 代表者	水俣市長	宮本勝彬
玉名市 代表者	玉名市長	島津勇典
山鹿市 代表者	山鹿市長	中嶋憲正
天草市 代表者	天草市長	安田公寛
菊池市 代表者	菊池市長	福村三男
宇土市 代表者	宇土市長	田口信夫
上天草市 代表者	上天草市長	川端祐樹
字城市 代表者	字城市長	阿曾田 清
阿蘇市 代表者	阿蘇市長	佐藤義興
合志市 代表者	合志市長	大住清昭

災害時における応援に関する協定書

水俣市（以下「甲」という。）と水俣市建設業協会会長坂口俊一（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策のための応援等について、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害警戒のための巡回活動及び災害応急対策のための応援（以下「応援」という。）を要請する必要があるときは、文書により次の各号に掲げる事項を明らかにして乙に対して応援を要請するものとする。ただし、急を要する場合については、電話等で要請することができる。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を必要とする場所
- (3) 応援を必要とする作業内容
- (4) その他応援に必要な事項

2 乙に対する甲の応援要請手続は、水俣市産業建設部土木課が担当する。ただし、緊急を要する場合は、総務企画部総務課等が応援を要請することができる。

（実施）

第2条 乙は、甲から応援の要請を受けた場合は、特別の理由がない限りこれを受諾し、甲の指示を受け、甲の要請に従って応援に従事するものとする。

（報告）

第3条 乙は、前条に規定する応援に従事した場合は、次に掲げる事項を文書をもって甲に報告するものとする。

- (1) 応援に従事した団体の名称、作業場所及び作業内容
- (2) 応援に従事した者の氏名及び個人別時間数
- (3) 応援に使用した機器類の種別台数及び使用時間数
- (4) その他甲が必要と認める事項

（経費の負担）

第4条 乙が、第2条に規定する応援の従事のために要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、巡回活動に関する経費は、乙が負担するものとする。

（補償）

第5条 この協定に基づき、応援に従事した者が、当該応援に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、水俣市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第14号）を適用し、補償するものとする。

（連絡）

第6条 乙は、甲の要請により応援に出動する協会員の協力体制などについて、毎年4月末日までに甲に連絡するものとする。

（協定の期間）

第7条 本協定の期間は、平成18年12月4日から平成23年12月31日までとする。ただし、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、以後は1年間の自動更新とする。

（協議）

第8条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成18年12月4日

甲 水俣市
代表者 水俣市長 宮本 勝彬

乙 水俣市陣内一丁目5番3号
水俣市建設業協会
会 長 坂口 俊一

災害時における救援物資提供に関する協定書

水俣市（以下「甲」という。）と南九州ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲の管内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又はその発生するおそれがある場合において、甲が災害対策本部を設置し、当該災害対策本部から乙に対して物資の提供について要請があったときは、乙は甲に対して、次項から第4項までの内容により協力するものとする。

2 乙は、前項の物資提供の要請があったときは、次の各号に掲げるとおり対応するものとする。

（1）乙が甲の管内に設置した乙の災害対応型自動販売機の機内在庫の商品を、甲に無償で提供する。

（2）乙は、甲の管内に設置する乙の災害対応型自動販売機1台につき、飲料水2Lペットボトル10ケース（120L）を無償提供するものとする。

（3）前号に定めるもののほか、甲乙協議により決定した乙の商品（以下「乙商品」という。）を、甲に優先的に安定供給を行う。ただし、この場合の乙商品は、有償にて供給する。

3 乙は、第1項の物資提供の要請があったときは、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通、停電等によりその供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

4 乙の甲に対する第2項第2号の乙商品の引渡場所は甲乙協議し決定するものとし、甲は、その引渡場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ、乙から乙商品の引渡しを受けるものとする。また、このときの乙商品の価格及び代金の支払方法については甲乙協議のうえ決定するものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、この協定に基づく乙に対する前条の物資提供の要請は、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに上記要請書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかからも期間満了の1ヶ月前までにこの協定を終了する旨の申し出がない限り、同一内容をもって1年間継続するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成18年11月13日

甲 水俣市
代表者 水俣市長 宮本 勝彬

乙 熊本市桜町3番35号
南九州ペプシコーラ販売株式会社
代表取締役 田中 等

災害時における救援物資提供に関する協定書

水俣市（以下「甲」という。）と南九州コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲の管内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又はその発生するおそれがある場合において、甲が災害対策本部を設置し、当該災害対策本部から乙に対して物資の提供について要請があったときは、乙は甲に対して、次項から第4項までの内容により協力するものとする。

2 乙は、前項の物資提供の要請があったときは、次の各号に掲げるとおり対応するものとする。

（1）乙が甲の管内に設置した乙の災害対応型自動販売機の機内在庫の商品を、甲に無償で提供する。

（2）前号に定めるもののほか、甲乙協議により決定した乙の商品（以下「乙商品」という。）を、甲に優先的に安定供給を行う。ただし、この場合の乙商品は、有償にて供給する。

3 乙は、第1項の物資提供の要請があったときは、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通、停電等によりその供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

4 乙の甲に対する第2項第2号の乙商品の引渡場所は甲乙協議し決定するものとし、甲は、その引渡場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ、乙から乙商品の引渡しを受けるものとする。また、このときの乙商品の価格及び代金の支払方法については甲乙協議のうえ決定するものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、この協定に基づく乙に対する前条の物資提供の要請は、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに上記要請書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかからも期間満了の1ヶ月前までにこの協定を終了する旨の書面による申し出がない限り、同一内容をもって1年間継続するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成18年11月13日

甲 水俣市
代表者 水俣市長 宮本 勝彬

乙 熊本市南高江3丁目5番1号
南九州コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 本坊 幸吉

共通：南九州ペプシコーラ販売株式会社、南九州コカ・コーラボトリング株式会社

様式1（第3条関係）

救 援 物 資 提 供 要 請 書

年 月 日

南九州〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 様

水俣市長

災害時における救援物資提供に関する協定第3条の規定により、次のとおり要請します。

1、救援要請物資

2、物資搬入日時 平成 年 月 日 時 分

3、物資搬入場所

以上

災害時における飲料水等の提供に関する協定書

水俣市（以下「甲」という。）と水光商事株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水等の提供について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における飲料水等の提供に関する乙の甲に対する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲の管内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又はその発生するおそれがある場合において、甲が災害対策本部を設置し、当該災害対策本部から乙に対して物資の提供について要請があったときは、乙は甲に対して、次項から第4項までの内容により協力するものとする。

2 乙は、前項の物資提供の要請があったときは、次の各号に掲げるとおり対応するものとする。

（1）乙が保有するウォーターサーバ及びウォーターボトル（商品名：アクアクララ）を、甲に無償で提供する。

（2）前号に定めるもののほか、甲乙協議により決定した乙の商品（以下「商品」という。）を、甲に優先的に安定供給を行う。ただし、この場合の商品は、有償にて供給する。

3 乙は、第1項の物資提供の要請があったときは、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとし、避難所等への配送等については、甲乙協議し決定する。ただし、道路不通、停電等によりその供給に支障が生じた場合は、甲乙協議し対策を練るものとする。

4 乙の甲に対する第2項第2号の乙商品の引渡場所は甲乙協議し決定するものとし、甲は、その引渡場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ、乙から商品の引渡しを受けるものとする。また、このときの商品の価格及び代金の支払方法については甲乙協議のうえ決定するものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、この協定に基づく乙に対する前条の物資提供の要請は、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに上記要請書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙のいずれからも期間満了の1カ月前までにこの協定を終了する旨の書面による申し出がない限り、同一内容をもって1年間継続するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成20年 7月28日

甲 水俣市
代表者 水俣市長 宮本 勝彬

乙 水俣市塩浜町8番20号
水光商事株式会社
代表取締役社長 古賀 勝利

様式1（第3条関係）

救 援 物 資 提 供 要 請 書

平成 年 月 日

水光商事株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○ 様

水俣市長 ○○ ○○

災害時における救援物資提供に関する協定第3条の規定により、次のとおり要請します。

1. 救援要請物資

2. 物資搬入日時 平成 年 月 日 時 分

3. 物資搬入場所

4. その他

以上

出水市と水俣市の災害時における相互応援に関する協定書

出水市（以下「甲」という。）と水俣市（以下「乙」という。）は、甲又は乙の地域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害による被害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する武力攻撃による被害若しくは同法第172条第1項に規定する緊急処理事態による被害を受け、当該被害を受けた市では十分な応急措置を実施することができない場合に、災対法第67条第1項及び国民保護法第17条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- (6) ボランティアのあっせん
- (7) 災害ごみの受入れに関する事項
- (8) ホームページ等による対外的情報の提供に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、応援を要請する市（以下「要請市」という。）から特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 要請市は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に規定する担当課を通じて電話、FAX等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 発生している災害による被害の状況、今後懸念される災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、派遣を必要とする職員の職種別人員その他必要な事項
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、受入人数その他必要な事項
- (5) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあつては、要請人数その他必要な事項
- (6) 前条第7号に掲げる応援を要請する場合にあつては、種別、数量、搬入時期、搬入方法その他必要な事項
- (7) 前条第8号に掲げる応援を要請する場合にあつては、掲載内容その他必要な事項
- (8) 応援場所及び応援場所への経路
- (9) 応援を必要とする期間
- (10) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第3条 前条の規定により応援を要請された市は、これに速やかに応じるものとする。

（自主的応援出動）

第4条 応援を行おうとする市は、災害の発生により要請市との連絡が取れない場合であつて、報道機関による報道内容、要請市周辺の市町村の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第2条に規定する応援の要請があつたものとみなす。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

2 前2条の規定により応援を行った市（以下「応援市」という。）は、要請市が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市から災対法第92条第2項の規定により当該経費の一時繰替支弁を要請された場合は、当該経費の一時繰替支弁を行うものとする。

（災害補償等）

第6条 第1条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市が、要請市への往復経路の途中に生じたものについては応援市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（担当課）

第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当課を定め、災害発生時における相互連絡体制を整備するものとする。

2 担当課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（資料の提供等）

第8条 甲及び乙は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施するものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成20年11月25日

甲 出水市
代表者 出水市長 渋谷 俊彦

乙 水俣市
代表者 水俣市長 宮本 勝彬

伊佐市と水俣市の災害時における相互応援に関する協定書

伊佐市（以下「甲」という。）と水俣市（以下「乙」という。）は、甲又は乙の地域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害による被害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する武力攻撃による被害若しくは同法第172条第1項に規定する緊急対処事態による被害を受け、当該被害を受けた市では十分な応急措置を実施することができない場合に、災対法第67条第1項及び国民保護法第17条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- （5）被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- （6）ボランティアのあっせん
- （7）災害ごみの受入れに関する事項
- （8）ホームページ等による対外的情報の提供に関する事項
- （9）前各号に掲げるもののほか、応援を要請する市（以下「要請市」という。）から特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 要請市は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に規定する担当課を通じて電話、FAX等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）発生している災害による被害の状況、今後懸念される災害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種別人員その他必要な事項
- （4）前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数その他必要な事項
- （5）前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、要請人数その他必要な事項
- （6）前条第7号に掲げる応援を要請する場合にあっては、種別、数量、搬入時期、搬入方法その他必要な事項
- （7）前条第8号に掲げる応援を要請する場合にあっては、掲載内容その他必要な事項
- （8）応援場所及び応援場所への経路
- （9）応援を必要とする期間
- （10）前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第3条 前条の規定により応援を要請された市は、これに速やかに応じるものとする。

（自主的応援出動）

第4条 応援を行おうとする市は、災害の発生により要請市との連絡が取れない場合であって、報道機関による報道内容、要請市周辺の市町村の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第2条に規定する応援の要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

2 前2条の規定により応援を行った市（以下「応援市」という。）は、要請市が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市から災対法第92条第2項の規定により当該経費の一時繰替支弁を要請された場合は、当該経費の一時繰替支弁を行うものとする。

(災害補償等)

第6条 第1条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市が、要請市への往復経路の途中に生じたものについては応援市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(担当課)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当課を定め、災害発生時における相互連絡体制を整備するものとする。

2 担当課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の提供等)

第8条 甲及び乙は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成21年4月1日

甲 伊佐市
代表者 伊佐市長 隈元 新

乙 水俣市
代表者 水俣市長 宮本 勝彬

災害情報共有システムの開発及び運用に関する覚書

熊本県芦北地域振興局（以下、「県」という。）と熊本県建設業協会芦北支部（以下、「建設業協会」という。）とは、平成18年3月に「大規模災害発生時における支援活動に関する協定（以下、「災害協定」という。）を締結し、これまで災害発生時等において相互に連携・協力して防災活動等に取り組んできたところである。

これに加え、災害発生時等においては、この災害協定の枠を超えて、広く管内市町を含む防災関係者が、公共施設に関する被害情報をいち早く入手し、その情報を相互に共有することにより、協働して初動活動等にあたるなど、一層の連携強化が必要である。

このため、県と建設業協会とは災害協定に基づき、また、水俣市、芦北町及び津奈木町とは災害時の連携強化を図るため、相互に協力して「災害情報共有システム（以下、「当該システム」という。）」を開発し運用していくものとし、ここに災害情報共有システムの開発及び運用に関する覚書（以下、「覚書」という。）を定める。

1 目的

当該システムは、地域の防災並びに公共施設災害に関する情報を、建設業協会、県及び各市町（以下、「関係者」という。）が相互に共有し、防災や迅速な初動活動に向けた取り組みを行うことを目的に開発し、運用するものとする。

2 情報の登録と共有

関係者は、災害発生時又はその恐れがある場合は、積極的に地域の防災並びに公共施設災害に関する情報を収集するとともに、その情報を当該システムへ登録することにより、相互に共有するものとする。

3 目的外利用の禁止

関係者は、当該システムを利用して知り得た情報を、その目的以外に利用してはならない。

4 秘密の保持

関係者は、ログインに必要なユーザー名、パスワード及びログインによって知り得た情報を関係者以外へ漏らしてはならない。

5 経費の負担

当該システムの開発及び運用に関する費用負担等は次のとおりとする。

(1) 当該システムの開発及び変更は県が負担して行う。

(2) 当該システムは当分の間、建設業協会のホームページ用のサーバーにおいて、建設業協会の負担により運用する。

(3) 建設業協会員が位置情報を得るための機器は、県と建設業協会が応分の負担により購入するものとし、県が購入した分については建設業協会を通じ協会員に貸与する。

(4) 各市町が位置情報を得るための機器は、それぞれが負担して購入する。

(5) 当該システムへの情報の登録及び閲覧に必要な通信料等は、当該システムを利用する者の負担とする。

6 事務局

当該システムの運用にあたり、事務局を熊本県芦北地域振興局土木部維持管理課内におく。

(1) 事務局は、当該システムの運用に関する管理者権限を有するものとし、その執行は関係者との調整の上で主体的に行うものとする。

(2) 事務局は、この覚書に定めが無い案件が生じた場合は、関係者との協議に基づき、主体的に問題の解決に当たるものとする。

7 規則の遵守

関係者は、この覚書を遵守するものとし、これが実行されない場合は、当該システムの運用から脱退するものとする。

8 有効期間

この覚書の有効期間は、締結の日から平成21年8月31日までとする。但し、期間満了の日の30日前までに関係者から文書をもって覚書終了の意思表示がない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この覚書の成立を証するため、本書5通を作成し記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年8月28日

熊本県芦北地域振興局

水俣市

芦北町

津奈木町

社団法人熊本県建設業協会芦北支部

災害時における物資供給に関する協定書

水俣市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年3月24日

甲 水俣市
代表者 水俣市長 宮本 勝彬

乙 新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢一

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

水俣市（以下「甲」という。）と生活協同組合水光社（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資供給等の協力について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における応急生活物資供給等の協力に関する甲と乙の相互の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲の管内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、甲が災害対策本部を設置し、当該災害対策本部から乙に対して、物資の提供について要請することができ、乙は甲から要請を受けたときは、乙が保有する応急生活物資を、積極的に甲に提供するよう協力を努めるものとし、必要に応じて物資の調達、安定供給に務めるものとする。

2 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、状況により異なるが、主なものは、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- ア 食料・飲料水
- イ 衣料寝具
- ウ 日用雑貨品
- エ 調理用品
- オ その他甲が指定する物資

（要請の手続等）

第3条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第4条 応急生活物資の運搬は、原則として甲又は乙が指定する者が行うものとする。また、乙は、必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第5条 第2条及び前条の規定により乙が供給した応急生活物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 引渡し前に生じた物資の亡失、き損等は乙の負担とする。

（情報の収集・提供）

第6条 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時において、被災地域及び被災者の状況、地域の生活物資の価格及び供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（生活物資の安定供給）

第7条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

（その他必要な支援）

第8条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、
甲乙協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

第9条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他
法令を遵守するものとする。

(期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれからも期間満了の1
カ月前までにこの協定を終了する旨の書面による申し出がない限り、同一内容を1年間継続す
るものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に
定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成22年4月2日

甲 水俣市
代表者 水俣市長 宮本 勝彬

乙 水俣市古賀町1丁目1番1号
生活協同組合 水光社 理事長 杉本 健二

「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書」に関する実施細目

水俣市（以下「甲」という。）と社団法人熊本県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、平成21年5月15日に熊本県と乙との間で締結した「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書」（以下「基本協定書」という。）に基づき乙が支援活動を実施する際の細目について、次のとおり定める。

（目的）

第1条 基本協定書に基づき、災害時に大量に発生した廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定め、災害が発生した地区の生活環境保全及び速やかな復旧を支援することを目的とする。

（定義）

第2条 この実施細目における定義は、基本協定書第2条のとおりとする。

（連絡窓口）

第3条 この実施細目に係る甲、乙の連絡の窓口は、次のとおりとする。

（1）甲の連絡窓口：水俣市福祉環境部環境モデル都市推進課

（2）乙の連絡窓口：社団法人熊本県産業廃棄物協会事務局

（関係機関との連携）

第4条 乙は、平常時の対応は、基本協定書第4条のとおりとする。

（災害協力の要請手続き）

第5条 甲は、基本協定書第5条第1項に基づき、熊本県に対して災害協力の要請を行った場合は、その旨を乙に対して連絡するものとする。

2 第1項の要請及び連絡は、原則として文書（ファクシミリを含む。）によるものとする。

（確認事項）

第6条 災害廃棄物は、一般廃棄物に該当することを踏まえ、基本協定書に基づき乙が行う支援について、次のとおり確認する。

（1）防災会議等への参加

甲は、基本協定書第4条に基づき、乙との連携を図るために防災会議及び防災訓練への参加を乙へ要請することができるものとする。

（2）災害時の応急措置

甲は、基本協定書第6条及び第7条に基づく応急措置を円滑に実施できるよう、その詳細について、事前に乙と協議しておくこととする。

（3）処理業の許可の取扱い

甲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第1項及び第2条の3第1項の規定により、一般廃棄物処理業許可を要しない乙の会員に対しても災害廃棄物の処理を委託することができる。

（4）マニフェスト

乙の会員による災害廃棄物の処理等の支援活動については、適正処理の確保及び処理実績の確認手段としてマニフェストを使用し、乙はその実績等を取りまとめのうえ、甲へ報告することとする。

（5）委託契約及び費用

ア 基本協定書第8条第1項に基づき乙が行った災害廃棄物の処理等に要した費用は、委託契約に基づき甲が負担するものとする。

イ 前号の費用の額は、甲の積算方法によることを基本とする。

（6）災害廃棄物の処理作業上の留意事項

ア 専用ステッカー等の配布及び災害状況の報告

甲は、災害廃棄物の処理等の支援活動時に収集運搬車や重機等が明確に識別できるよう、専用ステッカー等を乙の会員へ配布するものとする。

また、甲は交通網の被災状況等の情報を乙に提供するものとする。

イ 災害現場及び仮置場での確認・体制

甲は、災害現場及び甲指定の仮置場に、災害廃棄物の取扱いや管理について指示を行うため、甲の職員を派遣するものとする。

ウ 仮置場の選定

(ア) 甲は、災害廃棄物の処理を円滑にするため災害廃棄物の仮置場として、受入れ可能な乙の会員を事前に選定することができる。この場合において、甲は、乙の会員へその仮置場の選定の有無を明確にするため証明書を発行することとする。

(イ) 甲は、その選定箇所の廃棄物の取扱いや管理のため乙の会員職員の中から 仮置場責任者を任命することができる。

(7) 第三者の過失による賠償・補償

基本協定書第6条、第7条に基づく乙の会員の支援活動等の際に第三者の過失による事故が発生し、乙の会員に被害が生じた場合、その原因者に賠償・補償を求めることとする。

(8) 処理方法等への提案、助言

乙は、甲からの要請に基づき、業務の経験を活かし、災害廃棄物の処理方法等への提案、助言ができるものとする。

(疑義)

第7条 この実施細目に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第8条 この実施細目は、平成23年2月1日から適用する。

この実施細目を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年2月1日

甲 水俣市
代表者 水俣市長 宮本勝彬

乙 熊本市上南部2丁目1番113号
社団法人熊本県産業廃棄物協会
会長 大野羊逸

水俣市における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と水俣市長（以下「市長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- （1）所管施設の被害状況の把握
- （2）情報連絡網の構築
- （3）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （4）災害応急措置
- （5）その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 水俣市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と水俣市は相互に連絡するものとする。なお、市長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を水俣市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、市長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第3条 局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 市長は、水俣市内の所管施設に大規模な災害が発生、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局熊本河川国道事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙－1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、市長（市長からの指示を受けた水俣市の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙－2の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第5条 水俣市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要し、かつ応援要請に時間を要する場合は、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙－3の文書により応援内容を市長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

（経費の負担）

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

- （1）災害初動時に第1条（1）、（2）及び（3）の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

- （2）第1条（4）及び（5）の応援を行う場合

原則として水俣市の負担とするが、第1条（4）の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地方整備局の負担とする。

- ① 大規模な災害と認められる場合
- ② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合
- ③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）

- ④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

(平常時の連絡)

第7条 九州地方整備局企画部防災課及び熊本河川国道事務所調査第一課・道路管理第一課と水俣市総務課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と市長とが協議して定めるものとする。

2 この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、水俣市においては総務課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年8月2日から適用する。

平成23年8月2日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

国土交通省九州地方整備局長

中 嶋 章 雅

熊本県水俣市陣内一丁目1番1号

水 俣 市 長

宮 本 勝 彬

災害時相互応援協定書

水俣市（以下「甲」という。）及び守山市（以下「乙」という。）は、相互扶助の精神に基づき、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時において相互に応援をすることについて次のように協定を締結する。

（相互に行う応援）

第1条 甲及び乙は、そのいずれかの区域において災害が発生した場合に、当該その区域において災害が発生した市（以下「被災市」という。）に対し、もう一方の市が被災市の行う災害応急対策に関し応援を実施する。

2 前項の規定により行う応援は、応援を行う市（以下「応援市」という。）の長において過剰な負担とならないと認められる範囲において、実施するものとする。

（応援の内容）

第2条 前条の規定により行う応援の内容は次の各号に規定するものとする。

（1）次の事項を行うために必要な物資、機材又は車両の譲与又は貸付け

ア 被災者の救難、救護その他保護の実施

イ 医療

ウ 防疫

エ 災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施

オ 被災市の公用又は公共用施設の応急的な復旧

カ 食料、飲用水その他生活必需品又は応急措置に必要な物資の運搬

（2）前号カに規定する物の譲与

（3）その他被災市から応援市に対し要請のあった事項

（4）職員を被災地において前各号に規定する応援の内容に従事させること。

（応援の要求の手続）

第3条 被災市は、前2条の規定による応援を受けようとするときは、法第67条第1項の規定により応援市に応援を求めるとする。

2 前項の規定により応援を求めるとするときは、次に掲げる事項について、状況に応じ可能な範囲内において明らかにして電話その他の早期に情報の伝達が可能な方法により連絡することによるものとする。

（1）災害による被害の状況

（2）譲与又は貸付けを受けたい物資、機材又は車両の品目、規格及び数量

（3）前条第4号の規定により応援に従事する職員（以下「応援従事職員」という。）の職種及び人数

（4）応援を受けたい期間

（5）応援の実施に係る場所

（6）その他応援を受けるに当たり必要な事項

3 前項の規定によるもののほか、被災市が応援を求めるとするときは、甲乙が別に定めるところにより、災害の種類、その発生日時その他の必要事項を記載した書面を応援市に送付するものとする。

（応援の実施等）

第4条 応援市は、前条の規定による応援の求め（以下「応援の要求」という。）を受けたときは直ちに可能な範囲内において応援を実施するものとする。

2 応援市は、応援の要求がない場合において、被災市に対し応援を行うべきと認めるときは、必要と認められた範囲において応援を実施するものとする。

3 応援の要求を受けた市が応援を実施できない場合は、速やかに被災市にその旨を通知しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援従事職員は、法第67条第2項により被災市の長の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、法第92条の規定により被災市が負担することを原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定による応援の要求がない場合の応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。

3 応援従事職員に支払われるべき給料、手当及び旅費は、法令に定めのあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。

4 応援に要する経費について前3項の規定によりがたいときは、その都度甲乙が協議して定める。

（災害補償等）

第7条 応援従事職員がその職務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は当該負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合における補償は、法令の規定によるもののほか応援市の負担により行うものとする。

- 2 応援従事職員がその職務上第三者に損害を与えた場合は、その損害の原因となった事由が応援市と被災市の往復の途上において発生したものであるときを除き、被災市が賠償の責務を負うものとする。
- 3 前項の規定により被災市が賠償の責務を負う場合において第三者から応援市に損害賠償の請求があり、応援市が損害賠償を行ったときは、被災市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を応援市に支払うものとする。
- 4 第2項の規定により応援市が賠償の責務を負う場合において第三者から被災市に損害賠償の請求があり、被災市が損害賠償を行ったときは、応援市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を被災市に支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、必要な情報を相互に交換し、応援を円滑に行うことができるようあらかじめこの協定の実施に関する連絡を担当する部署を定めるものとする。

(立会い)

第9条 この協定は、水俣市議会議長及び守山市議会議長を立会人とし、その立会いのもとで締結するものとする。

- 2 立会人は、前項の規定による立会いをすることによって、この協定書に定められた事項について何ら責任を負うものではない。

(補則)

第10条 この協定に定められた事項の実施に関し、この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、甲、乙及び立会人それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成24年3月28日

甲	水俣市 水俣市長	宮本 勝彬
乙	守山市 守山市長	宮本 和宏
立会人	水俣市議会 議長	真野 頼隆
立会人	守山市議会 議長	森 貴尉

災害時相互応援協定書

水俣市（以下「甲」という。）及び飯田市（以下「乙」という。）は、相互扶助の精神に基づき、災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時において相互に応援をすることについて次のように協定を締結する。

（相互に行う応援）

第 1 条 甲及び乙は、そのいずれかの区域において災害が発生した場合に、当該その区域において災害が発生した市（以下「被災市」という。）に対し、もう一方の市が被災市の行う災害応急対策に関し応援を実施する。

2 前項の規定により行う応援は、応援を行う市（以下「応援市」という。）の長において過剰な負担とならないと認められる範囲において、実施するものとする。

（応援の内容）

第 2 条 前条の規定により行う応援の内容は次の各号に規定するものとする。

（1）次の事項を行うために必要な物資、機材又は車両の譲与又は貸付け

ア 被災者の救難、救護その他保護の実施

イ 医療

ウ 防疫

エ 災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施

オ 被災市の公用又は公共用施設の応急的な復旧

カ 食料、飲用水その他生活必需品又は応急措置に必要な物資の運搬

（2）前号カに規定する物の譲与

（3）その他被災市から応援市に対し要請のあった事項

（4）職員を被災地において前各号に規定する応援の内容に従事させること。

（応援の要求の手続）

第 3 条 被災市は、前 2 条の規定による応援を受けようとするときは、法第 67 条第 1 項の規定により応援市に応援を求めるとする。

2 前項の規定により応援を求めるとするときは、次に掲げる事項について、状況に応じ可能な範囲内において明らかにして電話その他の早期に情報の伝達が可能な方法により連絡することによるものとする。

（1）災害による被害の状況

（2）譲与又は貸付けを受けたい物資、機材又は車両の品目、規格及び数量

（3）前条第 4 号の規定により応援に従事する職員（以下「応援従事職員」という。）の職種及び人数

（4）応援を受けたい期間

（5）応援の実施に係る場所

（6）その他応援を受けるに当たり必要な事項

3 前項の規定によるもののほか、被災市が応援を求めるとするときは、甲乙が別に定めるところにより、災害の種類、その発生日時その他の必要事項を記載した書面を応援市に送付するものとする。

（応援の実施等）

第 4 条 応援市は、前条の規定による応援の求め（以下「応援の要求」という。）を受けたときは直ちに可能な範囲内において応援を実施するものとする。

2 応援市は、応援の要求がない場合において、被災市に対し応援を行うべきと認めるときは、必要と認められた範囲において応援を実施するものとする。

3 応援の要求を受けた市が応援を実施できない場合は、速やかに被災市にその旨を通知しなければならない。

（指揮権）

第 5 条 応援従事職員は、法第 67 条第 2 項により被災市の長の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第 6 条 応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、法第 92 条の規定により被災市が負担することを原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、第 4 条第 2 項の規定による応援の要求がない場合の応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。

3 応援従事職員に支払われるべき給料、手当及び旅費は、法令に定めのあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。

4 応援に要する経費について前 3 項の規定によりがたいときは、その都度甲乙が協議して定める。

（災害補償等）

第 7 条 応援従事職員がその職務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は当該負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合における補償は、法令の規定によるもののほか応援市の負担により行うものとする。

- 2 応援従事職員がその職務上第三者に損害を与えた場合は、その損害の原因となった事由が応援市と被災市の往復の途上において発生したものであるときを除き、被災市が賠償の責務を負うものとする。
- 3 前項の規定により被災市が賠償の責務を負う場合において第三者から応援市に損害賠償の請求があり、応援市が損害賠償を行ったときは、被災市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を応援市に支払うものとする。
- 4 第2項の規定により応援市が賠償の責務を負う場合において第三者から被災市に損害賠償の請求があり、被災市が損害賠償を行ったときは、応援市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を被災市に支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、必要な情報を相互に交換し、応援を円滑に行うことができるようあらかじめこの協定の実施に関する連絡を担当する部署を定めるものとする。

(立会い)

第9条 この協定は、水俣市議会議長及び飯田市議会議長を立会人とし、その立会いのもとで締結するものとする。

- 2 立会人は、前項の規定による立会いをすることによって、この協定書に定められた事項について何ら責任を負うものではない。

(補則)

第10条 この協定に定められた事項の実施に関し、この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、甲、乙及び立会人それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成24年3月28日

甲	水俣市 水俣市長	宮本 勝彬
乙	飯田市 飯田市長	牧野 光朗
立会人	水俣市議会 議長	真野 頼隆
立会人	飯田市議会 議長	上澤 義一

大規模災害時における施設の使用に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、水俣警察署長（以下「甲」という。）と水俣市長（以下「乙」という。）が、大規模災害時で水俣市役所（以下「乙施設」という。）の機能が喪失した場合において、住民の生命、身体及び財産の保護、公共の福祉の確保等に迅速に対応するため、乙の災害対策に関する指揮を一時的に水俣警察署（以下「甲施設」という。）内で行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 乙は、大規模災害時に乙施設が損壊・水没するなどして、災害対策に関する機能を喪失し、又は喪失する恐れがあるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書により、甲に対して甲施設の使用に関する協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話連絡等により要請し、事後に文書を提出するものとする。

(1) 施設を使用する代表者の氏名及び連絡先

(2) 使用期間

(3) 搬入資機材、その数量等

(使用許可の要件)

第3条 甲が乙に対して甲施設の使用を許可する要件は、次の各号に該当する場合に限る。

(1) 大規模災害時で乙施設の機能が喪失し、容易に復旧する見込みがなく、かつ、早急に災害対策に関する乙の指揮機能を回復する必要がある場合

(2) 甲の施設・機能・人員等に余裕があり、かつ、甲の職務遂行に支障がないと甲が認める場合

(使用を許可する場所の指定)

第4条 使用を許可する場所は、甲施設3階会議室の一部とする。ただし、甲の事情で供与できない場合は、甲が指定する場所とする。

(撤去)

第5条 乙は、甲から撤去の要請があった場合、又は乙施設の機能が復旧した際には、借用していた施設を原状回復した後、撤去するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条の規定により、使用を許可された場所の使用料、光熱費等は無償とする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとするが、甲、乙いずれか本協定の解除の申出があった場合、甲、乙協議のうえ、その取扱いを決定するものとする。

(疑義等の解決)

第8条 本協定について、疑義のあるとき、又は本協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成25年1月8日

甲 水俣警察署長 高木茂和 印

乙 水俣市長 宮本勝彬 印

災害時における物資等の供給に関する協定書

水俣市（以下「甲」という。）とJNC株式会社（以下「乙」という。）は、水俣市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資等を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協定事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資等を必要とするときは、乙に対して調達可能な物資等の供給を要請することができる。

（供給物資等の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資等の範囲は、別表に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資等とする。

（要請の方法）

第5条 第3条の規定による要請は、調達する物資等名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する余裕がないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資等の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り物資等の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資等の供給を実施したときは、その供給の終了後、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとし、甲はその内容を確認後、受領書を発行するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資等の引渡場所は、甲が指定する場所とし、当該場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資等を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条及び第7条の規定により乙が供給した物資等の対価は無償とし、運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による費用の額は、甲と乙が協議のうえ速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資等の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資等の供給についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月5日

甲 水俣市
代表者 水俣市長 宮本 勝彬

乙 JNC株式会社
常務執行役員 木庭 竜一

災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定書

水俣市（以下「甲」という。）と公益社団法人熊本県トラック協会（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の緊急輸送に関し、次のとおり協定を締結する。なお、この協定の締結にあたり、芦北地域の防災・危機管理等の業務を行う熊本県南広域本部芦北地域振興局を立会人とする。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の物資等の緊急輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）水俣市地域防災計画に基づき、水俣市災害対策本部が設置される状況下での災害
- （2）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急処理事態に係る被災
- （3）前2号に準じる災害で、乙の応急活動が必要であると甲が認めた災害

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に必要があると認めるときは、乙に対して、事業用車両等（以下「車両」という。）による緊急輸送を要請することができるものとし、乙は、生命に危険を及ぼす等の特別の理由がない限り、これに協力し通常業務に優先して行う。

2 甲の緊急輸送の協力要請は、文書（様式第1号）をもって行う。ただし、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに乙に対し文書を提出する。

3 乙は、前項に定める甲の協力要請を受けたときは、甲の管轄区域等に事業所を有する会員で構成する熊本県トラック協会城南支部（以下「城南支部」という。）に対して緊急輸送を文書（様式第1号の2）により速やかに要請する。ただし、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに城南支部に対し文書を提出する。

4 甲及び乙の連絡先窓口（担当者）及び電話番号等については、甲乙双方が文書（様式第1号の3）により、事前に調整し通知する。

（業務の内容）

第4条 本協定により甲が乙に対し協力等を要請する業務は次のとおりとする。

- （1）災害救援に必要な生活必需品等の輸送業務
- （2）災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- （3）瓦礫の輸送など甲が必要とする応急対策業務
- （4）物流専門家によるアドバイザー業務

（業務報告）

第5条 乙は、城南支部が前条各号に定める業務を実施したときは、当該業務終了後、速やかに文書（様式第2号）により城南支部に対し業務実施内容を報告させ、報告を受けた乙は、その業務実施内容を速やかに文書（様式第2号の2）により甲に対し報告する。

（事故等）

第6条 乙は、車両が故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、速やかに当該車両を交換してその緊急輸送を継続するよう城南支部に指示しなければならない。

2 乙は、第3条第3項による緊急輸送に際し、傷病又は死亡事故等が発生したときは、速やかにその事故等の状況を文書（様式第3号）により甲に報告しなければならない。

（費用の負担）

第7条 第3条第2項による協力要請に基づき行った、第4条中第1号から第3号までに定める業務に係る費用については、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害発生前に貨物自動車運送事業報告規則（平成2年号外運輸省令第33号）第2条の2に基づき届出している運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して決定する。

3 第4条第4号に定める業務に要した費用に関する甲の負担については、甲乙双方が協議して決定する。
(費用の請求及び支払い)

第8条 乙は、緊急輸送の終了後、前条第1項に定める費用の請求について、文書(様式第4号、様式第4号の2及び様式第5号)を提出する。

2 甲は、前項による提出を受けた場合は、速やかに支払いの手続をしなければならない。
(補償)

第9条 甲は、第3条第2項に基づく協力要請により緊急輸送に従事した者が、緊急輸送の業務実施に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、国民保護法その他関係する法律又は甲の定める条例(以下「関係法令」という。)に定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けた損害を補償する。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては水俣市総務企画部総務課長、乙においては、公益社団法人熊本県トラック協会事務局長とする。

(協議)

第11条 この協定の定める事項に疑義が生じた場合及び協定に定めのない事項について必要が生じたときは、甲乙双方が協議して決定する。

(有効期間)

第12条 この協定は平成26年2月18日からその効力を有するものとし、甲乙双方又はどちらか一方からの文書による協定の解除の申出があった場合、甲、乙協議のうえ、その取扱いを決定する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲・乙・立会人各々が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年2月18日

甲 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号
水俣市
市長 宮本 勝 彬

乙 熊本県熊本市東区東町4丁目6番2号
公益社団法人 熊本県トラック協会
会長 岩下 哲 三

立会人 熊本県葦北郡芦北町大字芦北2670番地
熊本県南広域本部
芦北地域振興局
局長 寺島 俊 夫

大規模災害時における施設の使用に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、水俣芦北広域行政事務組合消防本部（以下「甲」という。）と水俣市（以下「乙」という。）が、大規模災害時で水俣市役所（以下「乙施設」という。）の機能が喪失した場合において、住民の生命、身体及び財産の保護、公共の福祉の確保等に迅速に対応するため、乙の災害対策に関する指揮を一時的に水俣芦北広域行政事務組合消防本部（以下「甲施設」という。）内で行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 乙は、大規模災害時に乙施設が損壊・水没するなどして、災害対策に関する機能を喪失し、又は喪失する恐れがあるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書により、甲に対して甲施設の使用に関する協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話連絡等により要請し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 施設を使用する代表者の氏名及び連絡先
- (2) 使用期間
- (3) 搬入資機材、その数量等

(使用許可の要件)

第3条 甲が乙に対して甲施設の使用を許可する要件は、次の各号に該当する場合に限る。

- (1) 大規模災害時で乙施設の機能が喪失し、容易に復旧する見込みがなく、かつ、早急に災害対策に関する乙の指揮機能を回復する必要がある場合
- (2) 甲の施設・機能・人員等に余裕があり、かつ、甲の職務遂行に支障がないと甲が認める場合

(使用を許可する場所の指定)

第4条 使用を許可する場所は、甲施設2階「災害対策室」とする。ただし、甲の事情で供与できない場合は、甲が指定する場所とする。

(撤去)

第5条 乙は、甲から撤去の要請があった場合、又は乙施設の機能が復旧した際には、借用していた施設を原状回復した後、撤去するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条の規定により、使用を許可された場所の使用料、光熱費等は無償とする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとするが、甲、乙いずれか本協定の解除の申出があった場合、甲、乙協議のうえ、その取扱いを決定するものとする。

(疑義等の解決)

第8条 本協定について、疑義のあるとき、又は本協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月22日

甲 水俣芦北広域行政事務組合消防本部
代表者 代表理事 西田弘志 印

乙 水俣市
代表者 水俣市副市長 本山祐二 印

水俣市・日本下水道事業団災害支援協定

水俣市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- 二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

- 一 水俣市浄化センター
- 二 百間汚水中継ポンプ場
- 三 白浜汚水中継ポンプ場
- 四 浜雨水ポンプ場
- 五 丸島雨水ポンプ場
- 六 白浜雨水ポンプ場
- 七 牧ノ内雨水ポンプ場
- 八 百間雨水ポンプ場

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会

五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

(災害支援の要請の方法)

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信(これらの送信ができないときは、口頭又は電話)により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

(災害支援の実施)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、国土交通省九州地方整備局又は熊本県から災害支援の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条第1号及び第2号に規定する災害支援を行うことができる。

(災害支援の完了の報告)

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用(第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。)を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

一 甲の事務局 水俣市上下水道局 上下水道工務課 下水道工務係

二 乙の事務局 日本下水道事業団 九州総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和2年10月1日から令和5年9月30日までとする。

(現況届の提出)

第11条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。

- 2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。
- 3 甲は、前二項に規定する現況届に基づき、当該協定を締結した日から起算して1年を経過するごとに、その間の経過を速やかに乙に報告するものとする。
- 4 第一項及び第二項に定める現況届は、別記様式によるものとする。
(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和2年10月1日

甲 水俣市（水俣市公共下水道事業）
代表者 水俣市長 高岡利治

乙 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
代表者 理事長 辻原俊博

別記様式

年 月 日

日本下水道事業団 理事長 殿

災害支援協定に係る現況届

水俣市・日本下水道事業団災害支援協定第11条に基づき現況届を提出します。

市町村名				
担当部署名				
担当者役職及び氏名①				
担当者役職及び氏名②				
災害時 緊急連絡先	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
維持管理 委託先	業者名			
	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
対象施設名				
		ルート図	一般平面図	水位関係図
最新図面作成年月日				
		設備フロー図	施設平面図	断面図
最新図面作成年月日				
留意事項				

※1 ご担当者様は2名以上ご登録願います。

※2 災害時緊急連絡先が複数ある場合は「,」で区切ってご記入願います。

※3 維持管理委託先がない場合は、「維持管理委託先」欄をご記入いただく必要はありません。維持管理委託先が複数ある場合は、行を増やしてご記入願います。

※4 「対象施設名」欄は、対象施設ごとに対象施設名及び最新の図面の作成年月日を記載してください。また、施設が複数ある場合は別紙を作成するか、行を増やしてご記入願います。

※5 「留意事項」欄は、災害支援時に留意すべきことがあればご記入願います。

災害時における復旧支援協力に関する協定

水俣市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（1）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は水俣市下水道課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会九州支部とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等を行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第5条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

（下水道台帳データの開示）

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出でない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年6月1日

甲 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号

代表者 水俣市長 高岡 利治

乙 東京都千代田区岩本町3丁目5番11号

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会長 長谷川 健司

特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

水俣市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理するものとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機及び端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めるものとする。

2 屋内配線、保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとし、修復に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所、回線数等の必要な情報は、別に定める「避難所特設公衆電話一覧表」により甲乙互いに保管するものとする。なお、保管に当たっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名等を別に定める「情報管理責任者通知書」により相互に通知するものとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別に定める「特設公衆電話の定期試験仕様書」により接続試験を実施するものとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、乙が決定するものとし、甲は、特設公衆電話を速やかに開設し、被災者、帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲乙互いに連絡が取れない場合は、甲の判断により利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合は、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成30年11月26日

甲 熊本市水俣市陣内1丁目1番1号
水俣市代表
水俣市長 高岡 利治

乙 熊本市中央区桜町3番1号
西日本電信電話株式会社 熊本支店
支店長 前田 仁

水俣市地区災害復旧に関する協定

水俣市（以下「甲」という）と九州電力株式会社 八代配電事業所（以下「乙」という）は、災害復旧に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、台風、風雪、洪水、地震等による非常災害発生時において、甲と乙は、被災情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木等の道路啓開作業等、双方の対策本部（対策部）が緊密な連携を保ち、対応に必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 甲と乙が定める連絡体制については、【別紙1-1】のとおりとする。

（提供する情報）

第3条 甲と乙それぞれが提供する情報については、【別紙1-2】のとおりとする。

（災害発生時における復旧応援者の施設借用）

第4条 乙の被害が甚大な場合、電力復旧に必要な応援者受入れのため、乙は甲に対して下記事項について協力を依頼することができる。なお、受入れ施設一覧については【別紙2-1】のとおりとする。

（1） 駐車場および宿泊箇所としての施設の借用

a 乙は復旧応援者の待機および宿泊箇所として一般宿泊施設を確保するが、大規模災害で多くの車両、復旧要員を動員した場合は、甲に対し施設の借用を依頼することができる。

b 上記施設が何らかの事情により使用不能の場合は、乙は甲に対し他の適用可能な施設の借用を依頼することができる。

（2） 復旧資機材置場の借用

乙は復旧資機材置場として乙の敷地を使用するが、大規模災害で多くの復旧資機材確保が必要な場合は、甲に対し敷地の借用を依頼することができる。

（3） 復旧人員および資材運搬の確保

大規模災害により乙が復旧要員や復旧資機材（配電復旧車両含む）等の運搬もしくは電力設備巡視のためにヘリコプターを使用する場合、乙はヘリコプター発着場として甲に対し施設の使用を依頼することができる。

（道路啓開）

第5条 道路啓開において、甲及び乙の対応については、以下のとおりとする。

（1） 倒木時の道路啓開

甲が管轄する道路において、倒木等により乙の復旧に支障が生じる場合、乙は甲へ速やかに連絡し、甲により道路啓開を行う。ただし、乙の電線等設備への掛かり木がある場合は、乙により電気的安全対策を施した上で処理する。やむを得ず、乙にて処理する場合は、ライフライン復旧に必要な最低限の処理とし、処理後の樹木は道路脇へ残置する。残置した樹木は後日甲により処理する。

（2） 電柱倒壊および電線垂れ下がり時の道路啓開

乙の設備により甲が管轄する道路の交通支障が発生又は発生する恐れがある場合、甲は速やかに乙へ連絡し、乙により道路啓開を行う。ただし、津波等により、大規模な被害が発生し、乙の設備が付近一帯の瓦礫と同等程度となった場合、甲は乙による安全確認の後、道路啓開に必要な処置をできるものとする。

（復旧作業）

第6条 復旧作業については、以下のとおりとする。

（1） 電力復旧の考え方

緊急かつ直接的に人命に関わる施設、国・自治体による災害復旧活動上の重要施設、経済社会の基幹的機能を有する施設への送電を優先して復旧する。

- (2) 高圧（低圧）発電機車設置についての事前調整
配電設備の復旧に長時間を要する場合で、甲の要請により発電機車による緊急送電の必要がある場合は、設置箇所および優先順位について甲と乙で協議する。
- (3) 電力設備復旧作業の考え方
災害時の復旧作業は早期送電を図るため、全て応急復旧工法とする。復旧完了後可能な限り速やかに本復旧を行う。

(広報)

第7条 乙は甲に対して、以下の内容を要請することができる。

- (1) 平常時の広報
災害による電線断線、電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため、災害シーズン前に甲の広報紙にPR文の掲載を依頼することができる。
- (2) 災害が予想される場合又は災害発生時の広報
台風が接近し災害が予想される場合は、甲の広報手段により次の広報を乙が要請することができる。切れた電線に触ることによる感電事故の防止・電力設備の被害状況・停電の発生状況・復旧見込み等。

(施設利用に関するその他の事項)

第8条 施設利用に関するその他の事項については、以下のとおりとする。

- (1) 施設利用にあたっては、利用可能範囲を予め明確にし、立入禁止区域には立ち入らない。
- (2) 施設管理箇所の指示事項は、確実にそれを遵守する。
- (3) 乙の施設利用中に乙により設備に損傷を与えた場合は、乙にて補修する。
- (4) 乙が施設利用に際して、臨時電話、ファックス等必要什器類を施設内に設置する場合は事前に甲に通知し、協議するものとする。
- (5) 施設利用に伴う費用については乙の負担とする。

(協力の範囲)

第9条 各項に記された甲に依頼する協力とは、甲の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲での協力とする。

(その他)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上決定するものとする。この協定締結後に甲乙双方の締結者に変更があっても、特段の申し入れがない限り本協定は自動継続するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名・捺印をして、各自その1通を所持する。

令和元年9月24日

甲 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号
水俣市長 高岡 利治

乙 熊本県八代市塩屋町4番38号
九州電力株式会社 送配電カンパニー
熊本送配電統括センター配電部八代配電事業所
所 長 江原 正則

災害発生時における学校施設の避難所等利用に関する基本協定書

水俣市（以下「甲」という。）と熊本県立水俣高等学校（以下「乙」という。）とは、災害の発生時において、甲が地域防災計画に基づき設置する避難所（緊急避難場所を含む。以下「避難所等」という。）としての学校施設の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の学校施設を避難所等として利用する上での基本的事項を定めることを目的とする。

（校長との覚書の締結）

第2条 甲は、乙の学校施設を避難所等として利用することについて乙の校長（以下「校長」という。）と、次に掲げる事項を定めた覚書を締結するものとする。

- (1) 受入対象者及び受入人数の目安に係る事項
- (2) 災害時対応・役割分担、要員の確保、連絡・運営体制、緊急対応に関する意思決定の方法等、甲において行う避難所等設置運営に関するマニュアル等（以下「マニュアル」という。）の整備に係る事項
- (3) 他機関との連携、移送に係る事項
- (4) 利用できる施設の範囲に係る事項
- (5) 次条第4項の規定による物資の備蓄・調達に係る事項
- (6) 甲が実施する施設・設備の整備・調達に係る事項
- (7) 甲が実施する避難所等開設等訓練及び研修に係る事項
- (8) 第4条に規定する教育活動の早期再開への配慮に係る事項
- (9) 第5条第2項に規定する損害賠償及び第6条第2項に規定する費用負担に係る事項
- (10) その他必要な事項

（設置運営）

第3条 避難所等の設置運営に当たっては、甲の責任において行うものとする。

2 避難所等の設置運営について、校長は、甲の要請を受けたときは、授業及び業務を支障のない範囲で甲を支援するものとする。

3 甲は、校長の協力のもと、地域住民等とともにマニュアルを作成することや避難所等開設の訓練を実施することなどを通じて、可能な限り地域住民等が自主的に避難所等の運営を担い得るよう努めるものとする。

4 甲は、避難所等の設置運営に必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の物資の備蓄・調達に努めるものとする。この場合において、甲が乙の敷地又は施設に物資の備蓄等に必要な施設を設ける場合は、乙に対して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による目的外使用許可申請書を提出するものとする。

（設置の期間）

第4条 避難所等の設置の期間（以下「期間」という。）は、災害の発生後避難所等を設置した日から7日を経過するまでとする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、校長の認める範囲で期間を延長できるものとする。この場合において、甲は、乙において教育活動が早期に再開できるよう配慮するとともに、乙の学校施設の避難所等としての利用を早期に終了するよう努めるものとする。

(避難所等の終了、損害賠償)

第5条 甲は、乙の学校施設の避難所等としての利用を終了する際は、原状に復し、校長の確認を受けるものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由により、施設・設備が滅失又は毀損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。避難した住民等が施設又は校長の管理する設備器具等を滅失又は毀損したときも、同様とする。

(使用許可、費用負担)

第6条 この協定に基づき、甲が乙の学校施設を避難所等として利用する場合は、校長は地方自治法第238条の4第7項の規定により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は、熊本県財産条例(昭和39年条例第23号)第8条第1号の規定により無償とする。なお、許可申請は、災害時であることを考慮し、電話等の通信手段又は口頭により申請し、後に申請書を校長に速やかに提出するものとする。

2 前項に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費及びその他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年度同月実績との比較等に基づき、校長が行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結後1年間とし、甲乙いずれから何らの意思表示がない場合は、更に1年間この協定を延長するものとし、その後もこの例による。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定める事項、その他避難所等利用に当たって必要な事項について疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和元年8月9日

(甲) 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号
水俣市長 高岡 利治

(乙) 熊本県水俣市洗切11-1
熊本県立水俣高等学校
校長 米納 康志

災害に係る情報発信等に関する協定

水俣市及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、水俣市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、水俣市が水俣市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ水俣市の行政機能の低下を軽減させるため、水俣市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は、次の中から水俣市及びヤフー両者の協議により具体的な内容及び方法について、合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、水俣市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、水俣市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 水俣市が、水俣市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 水俣市が、水俣市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 水俣市が、災害発生時の水俣市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 水俣市が、水俣市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 水俣市及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、水俣市及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく水俣市及びヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、水俣市から提供を受ける情報について、水俣市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、水俣市及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、水俣市及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、水俣市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和元年10月30日

水俣市：熊本県水俣市陣内1丁目1番1号
水俣市長 高岡 利治

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊 健太郎

持続可能なまちづくりに関する包括的連携協定書

水俣市（以下「甲」という。）と UT モビリティサービス株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方に基づく水俣市内における持続可能なまちづくりに資するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、水俣市内における持続可能なまちづくり及び地方創生の実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）官民連携による地域課題解決に向けた M a S 事業の取組に関すること。
- （2）防災活動、災害発生時における支援等において、別表に掲げる必要な資機材や物資及び人的支援に関する事項
- （3）その他両者が必要と認める事項

2 連携、協力する具体的内容は、その都度、甲乙協議して決定する。

3 乙は、本条に定める事項を、効果的に進めるため、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（費用）

第3条 前条第1項第2号の規定に基づき要した経費は、乙が負担するものとする。

（秘密保持）

第4条 甲と乙は、本協定の履行に関して知り得た情報を、法令等に基づく場合を除き、相手方の承諾を得ずに第三者に開示、又は使用してはならない。本協定の有効期間満了後においても同様とする。

（協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、1年間更新され、その後も同様とする。

2 甲及び乙は、前項の有効期間にかかわらず、解約しようとする日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項、又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名・捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年2月17日

甲 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号
水俣市長 高岡 利治

乙 熊本県熊本市中央区世安町183番地
UTモビリティサービス株式会社
代表取締役社長 西 治三朗

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

水俣市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対し、乙の保有する仮設トイレ、発電機、その他レンタル機材（以下「保有機材」という。）の優先的な提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後に文書を交付するものとする。

（提供等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、保有機材を甲に優先的に提供するものとする。

（引渡し）

第4条 保有機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し当該保有機材を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、保有機材の提供に係る費用を負担するものとし、当該費用は乙の通常価格により算出した額とする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては危機管理防災課長、乙においては株式会社アクティオ八代営業所長とする。

2 前項の甲及び乙の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに相互に連絡を行うものとする。

（情報交換）

第7条 甲と乙は、平時から相互の連絡体制及び保有機材の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年2月20日

甲 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号
水俣市
水俣市長 高岡 利治

乙 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号
株式会社アクティオ
上席執行役員九州支店長 橋爪 正一

水俣市、国保水俣市立総合医療センター及びAMI株式会社との包括的連携・協力に関する協定書

水俣市（以下、「甲」という。）と国保水俣市立総合医療センター（以下、「乙」という。）とAMI株式会社（以下、「丙」という。）は、それぞれが有する人的及び知的資源の活用を促進し、地域医療の充実・発展及び研究開発の充実・発展を図り、ひいては地域住民の安心した暮らしの実現のため、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙の人的及び知的資源の活用を促進し、地域の医療、健康、福祉等の分野において相互に連携協力し長期的な地域医療の充実と発展及び住民の健康増進、地域における安心した暮らしづくり並びに丙の研究開発の充実と進展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) へき地におけるICTを活用したオンライン診療等の導入可能性に関する検証
- (2) 遠隔医療システムを活用した地域住民の健康増進等に関する事業の実施、検証
- (3) 遠隔医療システムの活用等における人材育成の推進
- (4) その他、第1条の目的を達成するために必要なこと

（確認事項）

第3条 甲、乙及び丙は、この協定の締結が、甲及び乙が丙以外の民間企業と連携し協力すること及び丙が甲及び乙以外の自治体、公立病院等と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（体制）

第4条 この協定の目的を達成するため甲、乙及び丙は、連携・協力のための体制を構築するものとする。

（情報等の管理）

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく連携・協力の実施に当たり、相手方から提供又は開示された情報等の資料について、善良なる管理者の注意義務をもって適切に管理しなければならない。

（守秘義務）

第6条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携・協力に当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

（事故等の取扱い）

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく連携・協力の実施に当たり、事故等が生じた場合の取扱いについては、三者が協力して解決に当たるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月末日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに三者のいずれかから申入れがない限り、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の改廃）

第9条 この協定の改廃は、三者の合意により、書面をもって行うものとする。

（その他）

第10条 この協定書に定めるもののほか、連携協力細目等の具体的な事項については、三者が協議して、別に定めるものとする。

2 この協定の条項の解釈について疑義が生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、三者が協議して、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年10月13日

- 甲 水俣市
熊本県水俣市陣内一丁目1番1号
水俣市長 高岡 利治
- 乙 国保水俣市立総合医療センター
熊本県水俣市天神町一丁目2番1号
病院事業管理者 坂本 不出夫
- 丙 AMI株式会社
熊本県水俣市浜松町5番98号
代表取締役CEO 小川 晋平

水俣市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

水俣市（以下「甲」という。）と社会福祉法人水俣市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における水俣市災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、水俣市において地震、風水害等による大規模災害が発生した時において、災害時救援活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議のうえ、センターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、「もやい館」とするが、災害の状況等に応じて、甲乙及び関係機関と協議して本部事務所の設置場所を決定する。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、甲又は外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターの他、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について必要に応じて担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市及び熊本県災害ボランティアセンターとの連絡調整
- (2) 地域のボランティア関係団体との情報交換、運営スタッフ等の派遣要請
- (3) 活動用資材及び機材の調達（甲及び熊本県ボランティアセンターと連携）
- (4) ボランティアニーズ及び被害状況の把握
- (5) ボランティアの受入
- (6) ボランティア保険の加入手続
- (7) ボランティア希望者の配置等
- (8) 救援物資の仕分け及び配布

- (9) 現地での支援活動
- (10) ボランティアの健康管理
- (11) その他、センターの活動に必要な業務
(役割)

第8条 甲は、乙と連携して次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 連携会議の設置
- (2) 連絡調整
- (3) 活動場所の提供
- (4) 行政情報、災害情報等、センターとの適切な情報提供
- (5) 災害ボランティア活動に関する広報
- (6) ボランティアの活動環境整備
(費用負担)

第9条 甲は、災害救助法が適用された場合、乙との間で災害ボランティア活動の調整事務に関する委託契約を結び、下記費用を負担する。

- (1) 人件費の時間外手当
- (2) 人件費（乙が新たに雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金）
- (3) 旅費（被災自治体外から災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費）
(センターの閉鎖)

第10条 センターの閉鎖は、被災地の自治会、関係機関、関係団体と慎重に合意形成を図りながら、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第11条 災害時における救援活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第12条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第13条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年7月2日

甲 水俣市
代表者 水俣市副市長 小林 信也

乙 水俣市牧ノ内3番1号
社会福祉法人 水俣市社会福祉協議会
会長 高岡 利治

水俣市と三井住友海上火災保険株式会社との損害調査結果の提供及び利用に関する協定

水俣市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、乙の損害調査結果の提供及び利用について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、自然災害により生活基盤に被害を受けた住民（水俣市外在住で水俣市内に住家を所有する者を含む。以下同じ。）がその生活を早期に再建することができるようにするため、本協定の規定に基づき、相互に協力するものとする。

（損害調査結果の提供及び利用）

第2条 前条の協力のため、乙は甲に対し、自然災害による甲の住民の被害に関する以下の各号に定める事項（以下「本調査結果」という。）を提供する。ただし、提供の方法、時期その他必要な事項については、甲及び乙が別途協議の上、決定するものとする。

- (1) 乙が住民から提供を受けたデータ及び情報
- (2) 乙が行った被害調査に関するデータ及び情報
- (3) その他甲と乙が合意した事項

2 前項に関わらず、乙は、住民から本調査結果の提供についての依頼及び承諾を得られない場合には、甲に対して本調査結果を提供する義務を負わないものとする。

3 甲は、乙の事前の同意がない限り、乙から提供された本調査結果を被災者支援にのみ利用できるものとし、他の目的のために利用しないものとする。

4 甲は乙に対し、乙から甲への本調査結果の提供に関する対価の支払いを要しないものとする。本調査結果の提供及び利用に関して生じた費用は、各自が負担するものとする。

（法令の遵守）

第3条 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令を遵守するものとする。

2 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令で必要とされる手続きの履践並びに前条第2項の住民の依頼及び承諾の取得のため、相互に協力するものとする。

（被害認定の判断）

第4条 甲は、本調査結果の利用の有無にかかわらず、甲の判断により災害に係る住家の被害認定を行うものとする。

2 甲は、本調査結果の利用に関連して甲又はその住民に損害または損失が生じた場合であっても、乙に故意又は重過失がない限り、乙に対して損害又は損失の賠償若しくは補償を求めないものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、令和3年11月1日から令和4年10月31日までとする。

2 甲又は乙から相手方に対し、前項に定める有効期間の満了日の1か月前までに本協定を終了させる旨の書面による通知がされない場合、本協定は同じ条件でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

3 本協定が終了(理由の如何を問わない。)した場合であっても、第3条、第4条、第6条及び第7条の規定はなお効力を有するものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た相手方の情報(以下「秘密情報」という。)を厳に秘密として保持するものとする。甲及び乙は、法令に基づく場合を除き、秘密情報を第三者へ開示、提供、公表または漏洩等してはならないものとする。

2 甲又は乙が法令に基づいて秘密情報を第三者に開示等した場合、相手方に対し、開示した内容及び被開示者名その他必要な事項を通知するものとする。ただし、法令により相手方に通知することができない事項については、この限りではない。

(協議)

第7条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項または本協定の解釈に関し疑義が生じた場合には、誠意をもって協議を行い、これを解決するものとする。

以上、本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年10月29日

甲：水俣市陣内1丁目1番1号

水俣市

代表者 水俣市長 高岡 利治

乙：熊本市中央区新屋敷1-5-1

三井住友海上火災保険株式会社

代表者 熊本支店長 宮脇 英寿

水俣市と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書

水俣市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、協働による活動を推進することにより、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を連携して取り組むものとする。

- （1）健康づくり及び食育の推進に関すること
- （2）スポーツの振興及び教育の推進に関すること
- （3）災害対策に関すること
- （4）熱中症予防等の健康被害防止の推進に関すること
- （5）SDGsの推進に関すること
- （6）その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うほか、具体的な実施内容については、甲、乙合意のうえ決定する。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した情報について、第1条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- （1）相手方から受領したときに既に公知となっていたもの、又は相手方から受領後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- （2）相手方から受領したときに既に保有していたもの、又は相手方から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- （3）法令により開示を求められたもの

2 甲及び乙は、本協定が第5条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（協定の変更又は解除）

第4条 甲及び乙のいずれかが本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲、乙協議のうえ、本協定の変更又は解除を行うことができるものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。但し、本協定の有効期間が満了する1か月前までに甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(反社会的勢力の排除)

第6条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、又は報道等により該当する蓋然性が高いと一般的に認められる場合には、相手方は何らの催告を要せず本協定を解除することができる。なお、甲及び乙が本条の規定により本協定を解除した場合、解除された相手方に損害が生じても解除した当事者は賠償責任を負わない。

(1) 甲、乙又は甲、乙の役員若しくは実質的に経営に関与する者又は従業員等（以下「役職員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である、又は反社会的勢力であった場合

(2) 甲、乙又は甲、乙の役職員等が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金若しくは役務提供等をしている場合又は反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合

(3) 前各号に掲げる場合のほか、甲、乙又は甲、乙の役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係をもっている場合

(4) 甲、乙又は甲、乙の役職員等が、自ら又は第三者を利用して、相手方に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈又は履行につき疑義が生じた場合は、甲及び乙にて誠意をもって協議の上、円滑に解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年12月24日

甲 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号
水俣市
市長 高岡 利治

乙 熊本県熊本市中央区辛島町3-20
大塚製薬株式会社
熊本支店長 石田 清

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

水俣市（以下「甲」という。）と社会福祉法人照徳の里（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するには至らない程度の者で、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置し、要配慮者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることを目的とする。

（設置運営）

第2条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第4条に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- （1） 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- （2） 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- （3） 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第4条第1項第3号及び第4号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（設置運営の期間）

第3条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が解消するまでの期間のうち、甲が必要と認める期間とする。ただし、特段の事情がある場合にはこの限りでない。

（費用等）

第4条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

- （1） 概ね10人の要配慮者に1人の介助員等に要する人件費
- （2） 要配慮者等に要する食費（災害救助法施行令第3条第1項で定める基準による）
- （3） 要配慮者の特性に配慮し、生活しやすい環境整備に必要な仮設設備並びに機械又は器具等（ポータブルトイレ、ベッド等）の借り上げに係る費用
- （4） 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等の購入費用

2 前項各号に掲げるもののほか、福祉避難所の設置運営に要した費用で甲が認めるもの

（協力体制）

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）等に対し協力要請を行うものとする。

2 甲は、福祉避難所の設置運営に必要があると判断した場合には、甲が保有する災害用の備蓄品を乙に提供できるものとする。

(要配慮者等の受入れ等)

第6条 甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等について、乙は可能な限りこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営にあたり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第11条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年1月18日

甲 水俣市

代表者 水俣市長利治

高岡 利治

乙 熊本県水俣市月浦269-13

社会福祉法人 照徳の里

理事長 萩嶺 浄円

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

水俣市（以下「甲」という。）と社会福祉法人白梅福祉会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するには至らない程度のもので、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置し、要配慮者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることを目的とする。

（設置運営）

第2条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第4条に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (4) 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- (5) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (6) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第4条第1項第3号及び第4号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（設置運営の期間）

第3条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が解消するまでの期間のうち、甲が必要と認める期間とする。ただし、特段の事情がある場合にはこの限りでない。

（費用等）

第4条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (5) 概ね10人の要配慮者に1人の介助員等に要する人件費
- (6) 要配慮者等に要する食費（災害救助法施行令第3条第1項で定める基準による）
- (7) 要配慮者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要な仮設設備並びに機械又は器具等（ポータブルトイレ、ベッド等）の借りに係る費用
- (8) 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等の購入費用

2 前項各号に掲げるもののほか、福祉避難所の設置運営に要した費用で甲が認めるもの

（協力体制）

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）等に対し協力要請を行うものとする。

2 甲は、福祉避難所の設置運営に必要があると判断した場合には、甲が保有する災害用の備蓄品を乙に提供できるものとする。

(要配慮者等の受入れ等)

第6条 甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等について、乙は可能な限りこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営にあたり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第11条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年1月18日

甲 水俣市

代表者 水俣市長 高岡 利治
高岡 利治

乙 熊本県水俣市古賀町2-5-31

社会福祉法人 白梅福祉会

理事長 眞鍋 光明

災害時における井戸水の提供に関する協定書

水俣市（以下「甲」という。）と太陽電気株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における井戸水の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に、乙の協力により、乙が管理する井戸の水（以下「井戸水」という。）を生活用水として地域住民に提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（災害用井戸の所在地及び用途）

第2条 この協定に基づき乙が災害時に取水のため地域住民に利用させる井戸（以下「災害用井戸」という。）の所在地及び用途は、次の表のとおりとする。

所在地	用途
水俣市ひばりヶ丘2-31	生活用水

2 甲は、災害用井戸の所在地、用途その他必要な事項を公表するものとする。

（連絡体制）

第3条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定めるものとする。

2 甲又は乙は、連絡先若しくは連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（標識の掲示）

第4条 乙は、注意事項等が記載された災害用井戸標識を、災害用井戸の給水口の近く、又は門扉等適当な場所に掲示するものとする。

（生活水の提供）

第5条 乙は、地震等の災害により、水俣市内において広域的な断水が発生したときは、上水道又は簡易水道が復旧するまでの間、乙が運営する事業等に支障のない範囲において、地域住民に井戸水を提供することができる。

（費用負担）

第6条 井戸水の提供に要する費用は、乙の負担とする。

（維持管理）

第7条 災害用井戸の維持管理は、乙の責任において行う。

(解除)

第8条 災害用井戸が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、この協定を解除するものとする。

- (1) 乙が運営する事業等のため支障がある場合において、乙から解除の申出があったとき。
- (2) 井戸が乙の管理でなくなったとき。
- (3) 井戸が普段から常時使用するものでなくなったとき。
- (4) 給水場所が地域住民の利用しやすい場所でなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、災害用井戸とすることが適当でない認められるとき。

(期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙が別段の意思表示を行わないときは、期間を1年延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定について疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年3月23日

甲 水俣市陣内1丁目1番1号

水俣市

水俣市長 高岡 利治

乙 熊本市中央区八王寺町38番22号

太陽電気株式会社

代表取締役 田村 卓